



平成24年8月10日

航空局航空事業課

日本航空の企業再生への対応について

標記について、別紙のとおり取りまとめましたので、お知らせいたします。

問い合わせ先：航空局航空事業課

企画調整官 阿部（内線48-512）

代表：03-5253-8111

直通：03-5253-8706

FAX：03-5253-1656

平成 24 年 8 月 10 日
国土交通省航空局

日本航空の企業再生への対応について

日本航空に対する再生のための公的支援は、日本航空が我が国の発展基盤である航空ネットワークの重要な部分を担っているからこそ実施されている。このため、日本航空は、利便性の高いサービスを安定的に供給し国民生活と経済産業活動を支える我が国の航空ネットワークの維持・発展に貢献する企業として確実な再生を果たすことが必要である。

一方で、日本航空に対する公的支援によって、航空会社間の競争環境が不適切に歪められることがあってはならない。

また、航空輸送の安全の確保は、航空会社が事業運営を行う大前提である。

以上の認識に立って、国土交通省としては、公的支援の趣旨に適合した日本航空の再生が確実に図られるよう、以下の対応を行う。

総論

1. 日本航空の適切かつ確実な企業再生

- 航空局は、「JALグループ中期経営計画（2012 年度～2016 年度）」の期間中、日本航空において企業再生が適切かつ確実に行われているか、また、公的支援によって航空会社間の競争環境が不適切に歪められていないかを確認するため、定期的又は必要に応じ、日本航空に対し再生の進捗状況について報告を求め、その状況を監視し、必要に応じ、指導助言を行う。
- 航空局は、上述の期間中、日本航空において安全に対する十分な投資その他の安全対策が適切かつ確実に行われているかを確認するため、定期的又は必要に応じ、日本航空に対し安全対策の実施状況について報告を求め、その状況を監視し、必要に応じ、指導助言を行う。

2. 航空産業ビジョンの策定

- 航空局は、交通政策審議会航空分科会において、アジアの急速な成長やLCCの本格的な台頭等、大きな変革期にあるわが国航空産業について、今後のあるべき姿や、国・自治体・航空会社等が取り組むべき課題等を取りまとめた航空産業ビジョンの策定に向けた検討を行い、平成 25 年度中に結論を得る。

① 日本航空の再生に係る国の関与及び公的支援に関するガイドラインについて

- 航空局は、交通政策審議会航空分科会において、今回の日本航空の再生過程において講じた支援措置の内容と必要性について報告を行うこととし、日本航空に対しても必要となる情報の開示を要請する。
- 航空局は、上述の交通政策審議会における審議の一環として、公的支援が競争環境を不適切に歪めることのないよう、今後の航空分野における企業再生と公的支援に関するガイドラインの策定について検討を行う。その際、公正取引委員会にも参加を求める。

② 新規投資・路線開設について

- 航空局は、日本航空の投資や路線開設が、我が国の航空ネットワークの維持・発展に貢献するものとなっているか、また、公的支援によって競争環境が不適切に歪められていないかを確認するため、「JALグループ中期経営計画（2012年度～2016年度）」の期間中、定期的又は必要に応じ、日本航空に対し投資・路線計画について報告を求め、その状況を監視する。

③ その他の健全な競争環境確保のための措置について

- 航空局は、利用者利便の維持・向上を図るため、羽田等の混雑空港の発着枠の配分や、空港チェックインカウンター・ボーディングブリッジ等の施設利用の調整等を通じて、健全な競争環境の確保を図る。

④ 繰越欠損金・税の免除額等の情報開示について

- 航空局は、日本航空に対し、繰越欠損金・税の免除額等について十分な情報開示を要請する。

⑤ 国民生活に不可欠な路線の維持

- 航空局は、日本航空に対し、再生過程において地方路線の大幅な削減を行ってきた経緯を踏まえ、地方路線の拡充や地域の航空会社に対する支援等の地域の航空需要の拡大を通じた地域の活性化対策について、検討を行うよう要請する。
- 航空局は、上述の交通政策審議会航空分科会における航空産業ビジョンの審議の中で、航空ネットワークの維持方策についても議論を行い、その結果を踏まえて路線維持のための支援措置の拡充を図る。

⑥ 利益の社会的還元について

- 航空局は、日本航空に対し、関係者の理解の下に公的資金の投入や債権放棄・減資等の協力が行われてきた経緯を踏まえ、社会に対する貢献方策についての検討を要請する。
- 航空局は、日本航空において安全に対する十分な投資その他の安全対策が適切かつ確実に行われているかを確認するため、「JALグループ中期経営計画（2012年度～2016年度）」の期間中、定期的又は必要に応じ、日本航空に対し安全対策の実施状況について報告を求め、その状況を監視する。